https://www.aoiro-odawara.com

あおいろといろ

十月号

青色十色　2019 No.194

青色十色　２０１９年１０月１０日発行・編集／
公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012小田原市本町２-３-２４ TEL.0465-24-2611 ✉info@aoiro-odawara.com

青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

消費税個別指導会を開催します！ 完全予約制

消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。「区分経理」をした帳簿の保存が必要となりますので、本年度消費税調査事業者の方は是非ご参加ください。

（消費税調査事業者の正会員の方には個別にご案内を郵送しております。ご案内が届いていない方は、お手数ですがご連絡をお願い致します。また、今年度より消費税申告指導には実費のご負担をいただきます。）

開催日 10月15日(火)～10月31日(木)※土日祝は除く

予約時間 9時/10時/11時/14時/15時/16時　**会場** 青色会館１階

当日ご持参いただくもの

①平成29年・30年分決算書及び確定申告書の控え（所得税・消費税）
②消費税に関する各種届出書の控え（お持ちの方）
③平成30年分帳簿　④令和元年分帳簿
⑤認印（必要になる場合があります）

正会員限定！

お申込み・お問合せ TEL0465-24-2614 事業課

記帳個別指導会もご利用ください 予約不要

開催期間 11月5日(火)～8日(金)　**時間** 9時～17時　**開催場所** 青色会館１階

当日ご持参いただくもの

①実際に使用されている帳簿等、参考になるもの
②前年分決算書控・申告書控（あるお方のみ）

無料　どなたでもどうぞ！

お問い合わせ TEL0465-24-2614 事業課

ご予約は不要です。お客様が重なってしまった場合は少々お待ちいただく場合がございます。また投税提出書類のご不明点についても承ります。

青色活動報告

季節の花 インテンシス

「創業セミナー」開催

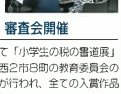

近い将来に事業を始めようとお考えの方を対象にした創業セミナーを8月7日に開催し、独立のノウハウや最新融資情報、開業手続き等について学んでいただきました。

「第38回 青色申告・小学生の税の書道展」 審査会開催

9月18日、青色会館にて「小学生の税の書道展」審査会を開催。当日は県西2市8町の教育委員会の先生方により厳正な審査が行われ、全ての入賞作品が決定しました。なお、詳細は11月号にてお知らせ致します。

足柄上支部「第7回 親子租税教室」

8月25日、南足柄市及び足柄上郡5町のご後援のもと同地域にお住まいの小学生親子を対象に、第7回親子租税教室を大井町生涯学習センターにて開催。247名の方にご参加いただきました。開催後には、参加した小学生から「初めて扇の大切さを知った」などの感想が寄せられました。

高校生インターンシップ実施

8月20～21日、地域のキャリア教育支援を目的として、インターンシップを実施。小田原高校の2年生に事務局の仕事を体験してもらいました。

健診のご案内 費用をおさえ、内容充実の健診。

病気は毎日の生活の中で知らず知らずに忍び寄ってくるもの。病気は早期発見が大事！まずは年一度の健診を！

申込締切 10月17日(木)

小田原アリーナ
小田原市中曽根263
11月16日(土)
11月23日(土)

青色会館3階
小田原市本町2-3-24
11月19日(火)
11月20日(水) レディースデー

充実のオプション
頸動脈超音波検査（7,600円）
女性対象超音波検査（4,300円）
前立腺腫瘍マーカー検査（3,600円）

会員割引でご利用いただけます。

会員価格	基本	若年者	組合	総合組織
	¥22,500	¥17,700	¥38,300	¥38,800

「青色ファミリー共済１」のご加入者は、4,000円の補助が受けられます。

お申込み・お問合せ TEL0465-24-1112 小田原青色共済株式会社

令和２年分(2020年分)所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります！

改正1
個人の方の所得税について
・青色申告特別控除額が変わります！
（現行　65万円→改正後　55万円）
・基礎控除額が変わります！
（現行　38万円→改正後　48万円）

更に

改正2
「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて
・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと　引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※以上の改正は、令和２年分（2020年分）以後の所得税について適用されます。

	現行（合計103万円）	改正１	改正２（合計113万円）
青色申告特別控除	65万円	55万円	65万円
基礎控除	38万円	48万円	48万円

10万円UP！

○10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分（2019年分）確定申告まで	令和２年分（2020年分）確定申告から
青色申告特別控除の65万円の要件	（１）正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） （２）申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 （３）期限内申告	改正前と同じ ＋ ①e-Taxによる申告（電子申告）又は②電子帳簿保存

①e-Taxによる申告（電子申告）とは

改正後、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出（送信）する必要があります。「マイナンバーカード」または「ＩＤ・パスワード」をご用意ください。

マイナンバーカードのパスワードをお忘れなく！

マイナンバーカードには４種類のパスワードが添り、カードの申請または受取時に設定します。（申請時に「署名用電子証明書」、「利用者証明用電子証明書」を不要としてしまうとパスワードが設定できませんのでご注意ください。）

e-Taxでは、そのうち２種類のパスワードが必要となります。

（１）署名用パスワード：半角英数字で5文字以上10文字以下、かつ、数字とアルファベットの混在
（２）利用者証明用パスワード：半角数字で4桁

※パスワードの有効期限は発行日から5回目の誕生日までとなります（券面に印字された有効期限とは異なります）。
◎マイナンバーカードの取得方法については、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は「ＩＤ・パスワード方式」！

事前に税務署より発行された「ＩＤ・パスワード方式の届出完了通知」を用いてe-Taxをすることも可能です。

※マイナンバーカード及びＩＣカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でのみ利用できます。

（１）ＩＤ（利用者識別番号）　（２）パスワード（暗証番号）

ＩＤとパスワードは、税務署の職員による本人確認を行った上で発行されますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署をお訪ねください。

②電子帳簿保存とは

一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。

この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3カ月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。（原則として翌税期間の途中から適用することはできません。）

改正後の65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付けと保存を行う必要があります。

確定申告に関する詳しい情報は税務署にお問い合わせください

税のカレンダー

納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第４期分】中井町……10月31日(木)
【第５期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……10月31日(木)
【第６期分】松田町……10月31日(木)
【第７期分】真鶴町……10月31日(木)

○介護保険料の納期限
【10月分】小田原市……10月31日(木)
【第４期分】中井町・大井町・松田町・山北町……10月31日(木)
【第５期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……10月31日(木)
【第７期分】真鶴町……10月31日(木)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限
【10月分】小田原市……10月31日(木)
【第４期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(木)
【第３期分】小田原市・南足柄市……10月31日(木)

○市民税・県民税（普通徴収）の納期限
【第３期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(木)

○固定資産税の納期限
【第３期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月31日(木)